

高松市監査委員告示第19号

監査結果（定期監査・行政監査）に基づき、措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法第199条第14項の規定により、別紙のとおり公表します。

令和7年4月30日

高松市監査委員	木	田	一	彦
同	大	西		均
同	中	西	俊	介
同	北	谷	悌	邦

監査結果（定期監査・行政監査）に基づく措置通知一覧

措置通知No.	監査実施年度	告示日	告示番号※	区分※	項目	公表文該当ページ	所管課等		措置通知日
1	H30	H31.2.28	第1号	指摘【重点】	連帯保証人を立てさせない理由について、条番号のみを記載し、具体的な理由の記載がないものや、連帯保証人についての記載自体がないもの	P26	市民局	国分寺総合センター	R7.3.18
2				指摘【重点】	普通財産として公有財産管理システムに登載されている財産について、「普通財産貸付台帳」及び「行政財産使用許可台帳」に重複して作成しているもの	P26			
3				指摘【重点】	「公有財産の使用者・連帯保証人の住所、氏名変更承認願」が提出されているにもかかわらず、台帳の使用者欄・連帯保証人欄の住所、氏名が変更されていないもの	P26			
4				指摘【重点】	「行政財産使用許可台帳」の名称欄、区分欄及び許可期間の記載等に記載がないものや誤りがあるもの	P26			
5				指摘【重点】	同じ件名で修正前後の決裁が文書管理システム内で重複して保管されているもの、また、普通財産であるにもかかわらず行政財産として過って起案し、修正前の決裁を文書管理システムの中に残しているもの	P26			
6	R元	R2.2.28	第4号	指摘【重点】	行政財産の使用許可で、使用料を免除するに当たり、申請者から使用料減免申請書を徴していないもの又は徴していない明確な理由が示されていないもの	P24	教育局	高松第一高等学校	R7.3.14
7				意見【重点】	遺留金の保管について	P8	健康福祉局	生活福祉課	R7.3.24
8	R2	R3.2.26	第3号	意見	公印押印時の紙決裁の提示について	P22	総務局	総務課	R7.3.31
9	R6	R6.11.29	第33号	指摘	児童手当過払いに伴う返還金の徴収に係る適正な事務処理について	P8	健康福祉局	こども家庭課	R7.3.19
10				意見【重点】	附属機関等に係るホームページ掲載における情報の正確性の確保について	P4	健康福祉局		R7.4.9
11		R7.2.28	第10号	意見【重点】	附属機関等に係るホームページ掲載における情報の正確性の確保について	P7	市民局		R7.3.26

※ 告示番号 …… 高松市監査委員告示の番号

※ 指摘 …… 条例や規則等に違反しているか、著しく適切さを欠くと判断したものを。

※ 意見 …… 組織及び運営の合理化の観点から改善が望まれるとしたものを。

※ 【重点】 …… 「平成30年度、31年度及び令和6年度高松市監査実施計画」に掲げた「重点取組事項」に基づき、監査したものを。

《参考》平成30年度、31年度及び令和6年度高松市監査実施計画（関係部分の抜粋）

2 平成30年度の重点取組事項

(2) 財産の管理について

地方財政法第8条は、「地方公共団体の財産は、常に良好の状態においてこれを管理し、その所有の目的に応じて最も効率的に、これを運用しなければならない。」と規定している。

本市の財産は、市民の負担に基づき形成されたものであり、地方財政法の規定のとおり、適正に管理するとともに、有効に活用することが求められている。

そこで、平成30年度においては、土地・建物等の公有財産はもとより、物品、債権、基金について、その管理が適正かつ効率的に行われているか、効果的な運用が図られているかなどの観点から定期監査を実施する。

2 平成31年度の重点取組事項

(1) 準公金の管理について

準公金とは、公金（市の会計規則等の適用を受け管理される現金、預貯金、有価証券等）以外の現金等で、市からの補助金等を受ける団体（実行委員会なども含む）のうち、市の職員が管理しているものであるが、公金でないため、その管理や経理事務等については、地方自治法及び高松市会計規則の適用がなく、財務監査（財政援助団体等監査を除く）や会計管理者の審査の対象外となっており、チェック体制が不十分であることから、公金と比較してリスクの高い事務になっている。

本市では準公金を管理・執行する所管課は多数あり、その取扱いも団体により異なっていることから、管理や事務執行の適正性はもとより、経済性・効率性・有効性（いわゆる3E）の観点から、平成31年度は行政監査として準公金の管理について、監査を実施する。

(2) 財産の管理について

地方財政法第8条は、「地方公共団体の財産は、常に良好の状態においてこれを管理し、その所有の目的に応じて最も効率的に、これを運用しなければならない。」と規定している。

本市の財産は、市民の負担に基づき形成されたものであり、地方財政法の規定のとおり、適正に管理するとともに、有効に活用することが求められている。

平成30年度において、土地・建物等の公有財産を中心に、その管理が適正かつ効率的に行われているか、効果的な運用が図られているかなどの観点から定期監査を実施し、監査対象局に対しては、監査委員の指摘や意見を付してきたが、2年で全局を一巡する監査であることから、平成32年度においても、引き続き同様の監査を実施する。

2 令和6年度の重点取組事項

(2) 附属機関等に係るホームページの掲載について

附属機関等の設置、運営に当たっては、「高松市附属機関等の設置、運営等に関する要綱」等に基づき、委員の委嘱、運営及び会議を開催するほか、会議の開催結果等を本市ホームページに掲載することになっているが、5年度の定期監査において、監査対象局のホームページを確認したところ、必須項目である掲載内容等に不備のあるものが散見された。

そこで、6年度においても、引き続き、本市ホームページにおいて、附属機関等の情報が適切に更新され、正確な情報が提供されているのかという観点から、監査を実施する。

監査結果（定期監査・行政監査）に基づく措置通知

措置通知No.

No.1

指摘又は意見

監査実施年度／ 監査対象	平成30年度／市民局		
告示番号	高松市監査委員告示第1号	告示日	平成31年2月28日
区分	指摘【重点】		
指摘の項目	連帯保証人を立てさせない理由について、条番号のみを記載し、具体的な理由の記載がないものや、連帯保証人についての記載自体がないもの		
指摘の内容	公有財産事務取扱規則等の遵守について周知徹底を図るとともに、課内（特に管理職員）のチェック体制を構築されたい。		
公表文該当 ページ	P26		

指摘又は意見に対する措置

措置通知日	令和7年3月18日
所管課等	市民局 国分寺総合センター
措置結果	本件指摘事項については、令和2年4月1日に高松市公有財産事務取扱規則の一部を改正する規則が施行され、行政財産の目的外使用許可において、連帯保証人は不要となった。

監査結果（定期監査・行政監査）に基づく措置通知

措置通知No.

No.2

指摘又は意見

監査実施年度／ 監査対象	平成30年度／市民局		
告示番号	高松市監査委員告示第1号	告示日	平成31年2月28日
区分	指摘【重点】		
指摘の項目	普通財産として公有財産管理システムに登載されている財産について、「普通財産貸付台帳」及び「行政財産使用許可台帳」に重複して作成しているもの		
指摘の内容	公有財産事務取扱規則等の遵守について周知徹底を図るとともに、課内（特に管理職員）のチェック体制を構築されたい。		
公表文該当 ページ	P26		

指摘又は意見に対する措置

措置通知日	令和7年3月18日
所管課等	市民局 国分寺総合センター
措置結果	本件指摘事項については、監査結果報告を受けて以降、重複していた「行政財産使用許可台帳」を削除した。 現在は、所属内での確認体制を整えることにより、適正に事務処理を行っている。

監査結果（定期監査・行政監査）に基づく措置通知

措置通知No.

No.3

指摘又は意見

監査実施年度／ 監査対象	平成30年度／市民局		
告示番号	高松市監査委員告示第1号	告示日	平成31年2月28日
区分	指摘【重点】		
指摘の項目	「公有財産の使用者・連帯保証人の住所、氏名変更承認願」が提出されているにもかかわらず、台帳の使用者欄・連帯保証人欄の住所、氏名が変更されていないもの		
指摘の内容	公有財産事務取扱規則等の遵守について周知徹底を図るとともに、課内（特に管理職員）のチェック体制を構築されたい。		
公表文該当 ページ	P26		

指摘又は意見に対する措置

措置通知日	令和7年3月18日
所管課等	市民局 国分寺総合センター
措置結果	本件指摘事項については、監査結果報告を受けて以降、普通財産貸付台帳に、変更後の借受人等の住所及び氏名を記載した。 現在は、所属内での確認体制を整えることにより、適正に事務処理を行っている。

監査結果（定期監査・行政監査）に基づく措置通知

措置通知No.

No.4

指摘又は意見

監査実施年度／ 監査対象	平成30年度／市民局		
告示番号	高松市監査委員告示第1号	告示日	平成31年2月28日
区分	指摘【重点】		
指摘の項目	「行政財産使用許可台帳」の名称欄、区分欄及び許可期間の記載等に記載がないものや誤りがあるもの		
指摘の内容	公有財産事務取扱規則等の遵守について周知徹底を図るとともに、課内（特に管理職員）のチェック体制を構築されたい。		
公表文該当ページ	P26		

指摘又は意見に対する措置

措置通知日	令和7年3月18日
所管課等	市民局 国分寺総合センター
措置結果	<p>本件指摘事項については、行政財産ではなく、普通財産であったことから、監査結果報告を受けて以降、普通財産貸付台帳を作成し、行政財産使用許可台帳については削除した。</p> <p>現在は、所属内での確認体制を整えることにより、適正に事務処理を行っている。</p>

監査結果（定期監査・行政監査）に基づく措置通知

措置通知No.

No.5

指摘又は意見

監査実施年度／ 監査対象	平成30年度／市民局		
告示番号	高松市監査委員告示第1号	告示日	平成31年2月28日
区分	指摘【重点】		
指摘の項目	同じ件名で修正前後の決裁が文書管理システム内で重複して保管されているもの、また、普通財産であるにもかかわらず行政財産として過って起案し、修正前の決裁を文書管理システムの中に残しているもの		
指摘の内容	公有財産事務取扱規則等の遵守について周知徹底を図るとともに、課内（特に管理職員）のチェック体制を構築されたい。		
公表文該当 ページ	P26		

指摘又は意見に対する措置

措置通知日	令和7年3月18日
所管課等	市民局 国分寺総合センター
措置結果	本件指摘事項については、監査結果報告を受けて以降、行政財産として過って起案した決裁を、文書管理システムから削除した。 現在は、所属内での確認体制を整えることにより、適正に事務処理を行っている。

監査結果（定期監査・行政監査）に基づく措置通知

措置通知No.

No.6

指摘又は意見

監査実施年度／ 監査対象	令和元年度／教育局		
告示番号	高松市監査委員告示第4号	告示日	令和2年2月28日
区分	指摘【重点】		
指摘の項目	行政財産の使用許可で、使用料を免除するに当たり、申請者から使用料減免申請書を徴していないもの又は徴していない明確な理由が示されていないもの		
指摘の内容	公有財産事務取扱規則等の遵守について周知徹底を図るとともに、課内（特に管理職員）のチェック体制を構築されたい。		
公表文該当 ページ	P24		

指摘又は意見に対する措置

措置通知日	令和7年3月14日
所管課等	教育局 高松第一高等学校
措置結果	<p>本件指摘事項については、令和2年度から、使用料の減免を受けようとする全ての者から、使用料減免申請書を徴することとしている。</p> <p>また、所属内で情報共有するため、行政財産の目的外使用許可に関する業務マニュアルに使用料減免申請書が必要であることを明記し、適正に事務処理を行っている。</p>

監査結果（定期監査・行政監査）に基づく措置通知

措置通知No.

No.7

指摘又は意見

監査実施年度／ 監査対象	令和元年度／健康福祉局		
告示番号	高松市監査委員告示第4号	告示日	令和2年2月28日
区分	意見【重点】		
意見の項目	遺留金の保管について		
意見の内容	遺留金の保管については、歳入歳出外現金会計への収納、専用の預金通帳その他の方法により、金融機関への預入を行うなど、適切な管理に努められたい。		
公表文該当 ページ	P8		

指摘又は意見に対する措置

措置通知日	令和7年3月24日
所管課等	健康福祉局 生活福祉課
措置結果	<p>本件意見については、高松市遺留金等取扱要領を定め、令和7年3月から、課内で現金保管していた遺留金のうち、5年度分までのものは、同要領第5条の規定に基づき、歳入歳出外現金として保管し、6年度分については、会計管理者が所管する金庫で保管することとした。</p> <p>今後とも、歳入歳出外現金として保管した後、親族調査を行い、相続人に引き渡すこととしており、相続人が受領を拒否したり、全ての相続人が亡くなっている等、遺留金の引渡しが困難な場合は、民法の規定に基づき、法務局に弁済供託等の手続を行うこととしている。</p>

監査結果（定期監査・行政監査）に基づく措置通知

措置通知No.

No.8

指摘又は意見

監査実施年度／ 監査対象	令和2年度／総務局		
告示番号	高松市監査委員告示第3号	告示日	令和3年2月26日
区分	意見		
意見の項目	公印押印時の紙決裁の提示について		
意見の内容	公印の押印事務について、用紙の使用削減及び職員の事務の効率化を図ることができる手法を検討されたい。		
公表文該当 ページ	P22		

指摘又は意見に対する措置

措置通知日	令和7年3月31日
所管課等	総務局 総務課
措置結果	<p>本件意見については、令和7年1月に、局内において、公印押印事務における用紙の削減及び職員の事務の効率化について検討した結果、4年度に更新した文書管理システムは、更新前と同様、画面上で、決裁が適正に完了していることや、押印予定文書を確認することはできるものの、当該決裁文書を検索し、逐一添付ファイルを開披する方式のため、画面遷移に時間を要することを踏まえ、職員の事務効率の観点から、現状の公印押印時に紙文書を提示する運用を継続することとした。</p>

監査結果（定期監査・行政監査）に基づく措置通知

措置通知No.

No.9

指摘又は意見

監査実施年度/ 監査対象	令和6年度／健康福祉局		
告示番号	高松市監査委員告示第33号	告示日	令和6年11月29日
区分	指 摘		
指摘の項目	児童手当過払いに伴う返還金の徴収に係る適正な事務処理について		
指摘の内容	児童手当過払いに伴う返還金の徴収事務については、納期限内の納付を前提とした納入通知書を交付するよう、適正な徴収事務手続を行われたい。		
公表文該当 ページ	P8		

指摘又は意見に対する措置

措置通知日	令和7年3月19日
所管課等	健康福祉局 こども家庭課
措置結果	本件指摘事項については、令和6年12月のリスクマネジメント会議及び係長会を通じて、「納入通知書（文書による納入の通知）における納期限の設定と主管課確認印の押印について」に基づき、返還金の徴収事務を行うよう課内に周知し、7年3月から、適正な納入通知書を交付している。

監査結果（定期監査・行政監査）に基づく措置通知

措置通知No.

No.10

指摘又は意見

監査実施年度／ 監査対象	令和6年度／健康福祉局		
告示番号	高松市監査委員告示第33号	告示日	令和6年11月29日
区分	意見【重点】		
意見の項目	附属機関等に係るホームページ掲載における情報の正確性の確保について		
意見の内容	附属機関等に係るホームページ掲載については、附属機関等ホームページ掲載マニュアルに基づき、必須項目とされている内容を掲載するとともに、情報が適時適切に更新され、その正確性を常時確保するための方策について検討されたい。		
公表文該当 ページ	P4		

指摘又は意見に対する措置

措置通知日	令和7年4月9日
所管課等	健康福祉局
措置結果	<p>本件意見については、令和6年12月に開催した局内課長会や、その後に開催された各課のリスクマネジメント会議において、ホームページを適切に更新することを周知するとともに、附属機関の会議開催後等には、管理職員等がホームページの更新等について、必ずチェックすることを確認した。</p> <p>また、7年4月初めにホームページを更新し、附属機関等ホームページ掲載マニュアルの規定に沿った内容に修正した。</p>

監査結果（定期監査・行政監査）に基づく措置通知

措置通知No.

No.11

指摘又は意見

監査実施年度／ 監査対象	令和6年度／市民局		
告示番号	高松市監査委員告示第10号	告示日	令和7年2月28日
区分	意見【重点】		
意見の項目	附属機関等に係るホームページ掲載における情報の正確性の確保について		
意見の内容	附属機関等に係るホームページ掲載については、附属機関等ホームページ掲載マニュアルにおいて、必須項目とされている内容を掲載するとともに、情報が適時適切に更新され、その正確性を常時確保するための方策について検討されたい。		
公表文該当 ページ	P7		

指摘又は意見に対する措置

措置通知日	令和7年3月26日
所管課等	市民局
措置結果	<p>本件意見については、令和7年3月に、附属機関等ホームページ掲載マニュアルを改めて確認し、適正な事務処理を徹底するとともに、同様の事案が発生しないよう、局内課長会を通じて各所属に周知し、再発防止に努めている。</p> <p>なお、3年3月31日をもって廃止した各地区地域審議会については、附属機関一覧のページから削除するとともに、その概要や会議記録等の情報を、協働コミュニティ推進課のホームページにおいて取りまとめ、引き続き掲載している。</p>